

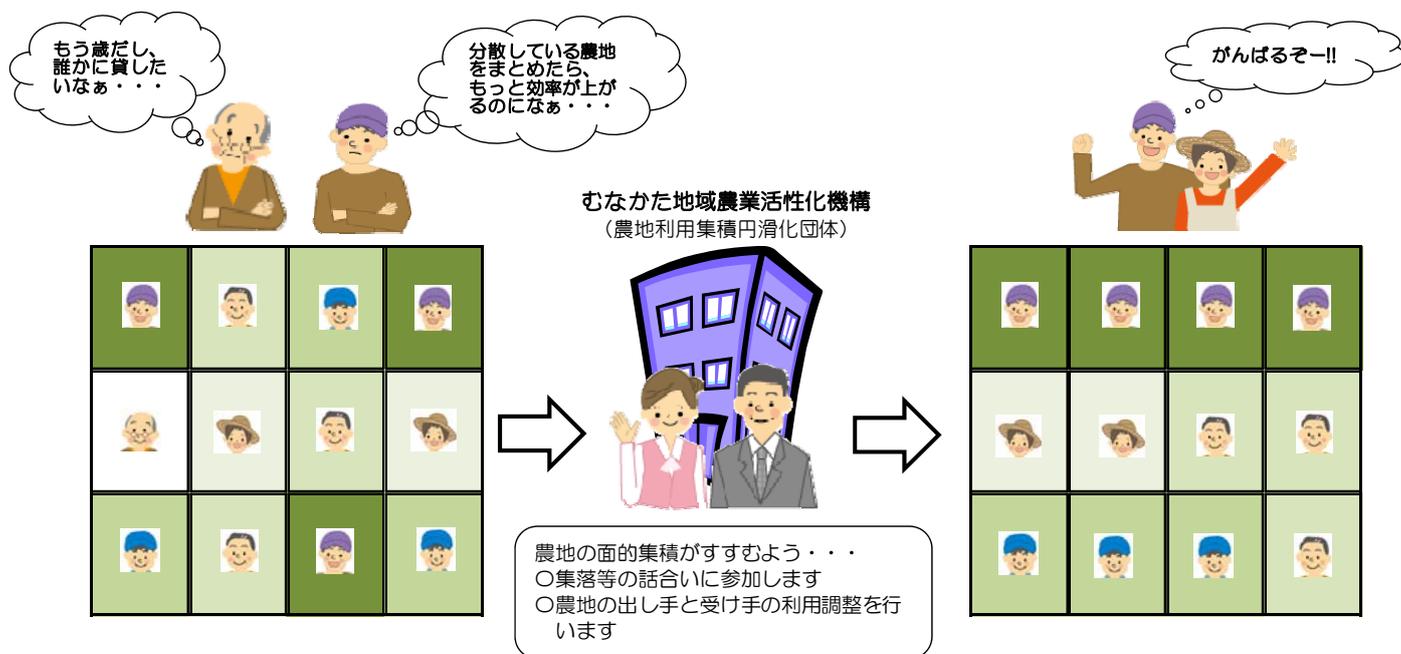
# 農地利用集積円滑化事業

～農地の面的集積に取り組みます～

平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正され、新たに『農地利用集積円滑化事業』が創設されました。この事業では、農地の貸借を仲介する組織（農地利用集積円滑化団体）が利用調整を行って、農地を面的にまとめることにより、効率的かつ安定的に農業を経営する者が使いやすくする制度です。

宗像市・福津市においては、両市からの認定を受けた、むなかた地域農業活性化機構がこの事業に取り組みます。

ご利用ください!!  
『むなかた地域農業活性化機構』



## ただし、ご注意ください!

- ・この事業は市街化を除いた農地が対象です。
  - ・むなかた地域農業活性化機構（農地利用集積円滑化団体）は農地の面的集積を目的として貸借の仲介や利用調整を行う組織です。
- そのため、農地所有者から受け手を指定する、またはすでに双方で話し合いをされている農地の貸借は対象となりません。



【お問い合わせ先】  
(財)むなかた地域農業活性化機構事務局  
福岡県宗像市東郷四丁目3番1号 JA ホール内  
☎0940-36-7883

※ (財) むなかた地域農業活性化機構は、宗像市・福津市・JA むなかたの3者の共同出資で設立した団体です。